

盛岡広域振興局長告示第41号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和3年10月26日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

- 1（1） 名称 盛岡市大ヶ生特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 盛岡市地内の市道板山2号線と作業道との交点を起点とし、起点から市道板山2号線を南西に進み市道虫壁線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道城内線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を東に進み市道小屋敷線との交点に至り、同点から同市道を東に進みさらに南東に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を東に進みさらに南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2（1） 名称 八幡平市松尾普請場特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 八幡平市地内の市道関口若林線と市道清水川線との交点を起点とし、起点から市道関口若林線を東に進み松川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み市道普請場線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道清水川線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3（1） 名称 紫波町中央特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 紫波郡紫波町地内の国道4号と町道古屋敷稲村線との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み紫波郡紫波町二日町字向山地割と紫波郡紫波町日詰字石田地割の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに北東に進み紫波郡紫波町古館2号線の起点（紫波郡紫波町二日町字古館327番地）と国道456号と町道星山線の交点を結ぶ線との交点に至り、同点から同線を東に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道桜田門田線との交点に至り、同点から同町道を南西に進みさらに南に進み町道大巻北日詰線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道東街道線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道四日市線との交点に至り、同点から同町道を西に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み町道中寺林大渕線との交点に至り、同点から同町道を南に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みJR東北線との交点に至り、同点からJR東北線を北東に進み町道八掛線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道八掛外谷地1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道外谷地14号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道新田4号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道新田佐藤部2号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道境田金田線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道平沢大地町線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道川又長尾沢線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道上野沢下野沢3号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道七久保中新田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道日詰水分線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道希望ヶ丘線との交点に至り、同点から同町道を北に進み紫波郡紫波町と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み五内川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み町道古屋敷稲村線との交点に至り、同点から同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4（1） 名称 紫波町長岡特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 紫波郡紫波町地内の国道456号と町道常光寺線との交点を起点とし、起点から国道456号を北東に進み町道長岡徳田線との交点に至り、同点から同町道を東に進み国道396号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道常光寺線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 紫波町水分特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の町道和田線と町道古館駅線との交点を起点とし、起点から町道和田線を南西に進み町道日詰水分線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道西部開拓線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道古館駅線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 紫波町赤沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の主要地方道紫波江繫線と町道中松原座比線との交点を起点とし、起点から主要地方道紫波江繫線を東に進み町道赤沢佐比内線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道駒場線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道藤田下岡田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道中松原座比線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 紫波町彦部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の国道456号と県道佐比内彦部線の境界との交点を起点とし、起点から国道456号を北西に進み町道上山線との交点に至り、同点から同町道を東に進み林道大巻1号線との交点に至り、同点から同林道を東に進み林道大巻2号線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み紫波郡紫波町彦部字暮坪と紫波郡紫波町赤沢字木戸脇の境界に流れる水路に至り、同点から同水路を南東に進み町道火石沢線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み県道佐比内彦部線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 紫波町中屋敷特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の国道396号と町道神田片山線との交点を起点とし、起点から国道396号を北西に進み町道鴨目田2号線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに北に進み町道鴨目田長洞線との交点に至り、同点から同町道を北に進みさらに東に進み町道赤沢佐比内線との交点に至り、同点から同町道を南に進み民有林129林班と民有林130林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに東に進みさらに北東に進み民有林128林班と民有林130林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林130林班と民有林131林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林130林班と民有林133林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み町道平栗線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み林道芳沢線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み林道芳沢線の終点から民有林135林班、民有林136林班及び民有林137林班との境界へ南西方向に引いた直線との交点に至り、同点から同直線を南西に進み民有林135林班と民有林137林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林137林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進みさらに東に進み民有林138林班と民有林140林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林139林班と民有林140林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み民有林140林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進みさらに南西に進みさらに南東に進みさらに南に進みさらに南東に進みさらに南に進み民有林140林班と民有林142林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北西に進みさらに南西に進み民有林140林班と民有林141林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林141林班と民有林143林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに南東に進み民有林143林班と国有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進みさらに西に進みさらに北西に進みさらに南西に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに西に進み国道396号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み県道佐比内彦部線との交点に至り、同点から同

県道を北に進みさらに西に進み町道神田片山線との交点に至り、同点から同町道を北東に進みさらに北に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 紫波町飯豊田特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 紫波郡紫波町地内の町道飯豊田宇南田2号線と紫波郡紫波町佐比内字宇南田128番1と100番9の境界との交点を起点とし、起点から町道飯豊田宇南田2号線を北東に進み町道馬場横寺線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道赤森線との交点に至り、同点から同町道を南に進み紫波郡紫波町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み紫波郡紫波町佐比内字横寺と紫波郡紫波町佐比内字宇南田の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み紫波郡紫波町佐比内字宇南田128番1と100番9の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器